

勝浦町地域おこし協力隊 募集要項

勝浦町は徳島県のみかん発祥の地で、みかん栽培を中心とする農業が基幹産業となっている中山間地域です。徳島県の東南部に位置し、県都徳島市ほか2市と隣接する比較的都市部に近いまちです。

四国霊場八十八寺二十番札所鶴林寺や、全国的に有名になった「元祖ビッグひな祭り」、道の駅「ひなの里かつうら」などで賑わう生名地区の県道沿いに、平成29年8月「勝浦町地活性化センター」がオープンしました。

本センターは県内大学のサテライトキャンパスとしても機能させ、多くの大学生のフィールドワークの拠点としても利活用していくものです。

今回は、大学との連携を軸として勝浦町の地域活性を図る隊員を募集します。活性化センターを舞台に、大学生とともに町の課題を発見し解決する。そんな活動を志してみませんか？

仕事・業務概要

共通業務

- ①特産品を活用した6次産業化企画業務
- ②関係機関、各種団体との連携・協働
- ③その他地域おこし活動へ参加及び参画

個別業務

- ①四国大学サテライトオフィスの連絡調整及び現地受入スタッフ
- ②四国大学との連携協定事業における企画とその実施
- ③地域活性化センター及び地域活性化協会等の事業支援
- ④地域活性化センターの運営・管理
- ⑤ふるさと住民登録業務及び情報発信
- ⑥ふるさと住民カードの発行及び記念品の進呈
- ⑦勝浦町内外との地域連携業務

(注1) 勝浦町地域活性化協会の常勤スタッフ2名は、地域おこし協力隊のOBです。

(注2) センターには他に町特産品販売促進担当の現役協力隊員が1名赴任しています。

(注3) 現在本業務に従事している隊員が平成31年3月末をもって協力隊を退職しますので、その後任として勤務していただきます。

募集対象

- ・政令指定都市またはその近辺都市地域等に在住の20歳以上40歳以下である

方

・公共性を軸とした課題の発掘および、その解決のための事業企画、進行、運営など自立した仕事に取り組める方

・地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

・地域活動に意欲と情熱を持って参加できる方

・勝浦町にて生活し、期間中住民票を異動できる方

・普通自動車免許（AT 限定可）を持っている方

・パソコンを使ってマイクロソフト・オフィスなどビジネスソフトの基本的な使用、SNS 等の活用ができる方

・協力隊員の任用期間終了後、勝浦町に定住し起業又は就業しようとする意志のある方

募集人数 1 人

勤務地 勝浦町地域活性化センター ほか

勤務時間 1 日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分勤務

※業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務もあります。

月曜日定休ほかローテーション/週休 2 日制 12/29～1/3 休

休日出勤の場合は振替処理

有給 20 日/年

雇用形態・期間

臨時職員として町が雇用

雇用期間は平成 31 年 3 月（予定）～平成 32 年 3 月 31 日です。

※年度毎に契約更新し、雇用期間は最大で 3 年間。

※協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

給与・賃金

月額 158,300 円～（平成 31 年 3 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

月額 159,800 円～（平成 31 年 4 月 1 日～）

※年齢・経験を加味して決定します。

※所定勤務時間を超える勤務をした場合は別途支給します。

※勤勉手当の支給があります。

待遇・福利厚生等

- ・住所 活動期間中に生活する住居は、町が費用負担し用意します。(水道光熱費等は自己負担)
- ・移動手段 活動期間中の必要な旅費は町で負担します。(業務用車両は町が用意します) ※自家用車は別途御用意ください。
- ・活動費 業務用車両燃料代及び活動に必要な道具、材料、消耗品等は町が負担します。
- ・健康保険等 社会保険等(厚生年金、健康保険、雇用保険)に加入します。
- ・有給休暇 20日/年 付与します。

申込受付期間 平成30年12月25日～平成31年2月4日

選考の流れ

1次選考(2月初旬頃) 応募用紙(履歴書添付)をもとに書類選考

2次選考(2月16日) 面接により隊員を決定(勝浦町で実施)

※面接時の交通費・宿泊費の一部を町が負担(上限3万円)

※合否は全員に文書で通知します。

参考URL

(勝浦町のwebページ↓)

<http://www.town.katsuura.lg.jp/>

(勝浦町地域活性化協会 Facebook ページ↓)

<https://www.facebook.com/katsuurachikatsu/>

(四国大学のwebページ↓)

<http://www.shikoku-u.ac.jp/>

お問い合わせ先

勝浦町企画総務課 地方創生推進室

〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

TEL: 0885-42-2511 I P 電話番号 050-3438-7148 FAX: 0885-42-3028

E-mail: kikaku@town.katsuura.i-tokushima.jp